

番号	ご意見・情報	回答
1	<p>野菜・果実ら134作物にあった残留基準0.1ppmを削除したことには、賛成する</p> <p>理由：水田除草剤にしか適用がないため</p>	<p>御意見有り難うございます。</p>
2	<p>魚介類については残留基準を設定する必要はない</p> <p>理由：代謝物を含め、魚介類の種類毎の残留量の実測値がないまま拙速に、残留基準を決めるのはおかしい。</p>	<p>魚介類の種類毎の残留量の実測値はありませんが、『平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書』に記載された魚介類への残留基準設定方法に基づき、現在の知見を踏まえ、魚介類への基準値を設定したものであり、適切なものと考えております。</p>
3	<p>カルプロパミドは水稻に散布され、稲わらにも残留することが報告されています。稲わらを家畜の飼料として活用することが推奨されているようですが、その際の家畜の組織等への移行はどの程度なのでしょうか。</p> <p>乳汁への移行は少ないようですが、筋肉や脂肪への移行についてはデータが示されていません。</p> <p>一律基準(0.01ppm)の適用は、厳しすぎることはないでしょうか。</p> <p>稲わらを安心して飼料として与えるためには、「アゾキシストロビンの残留基準設定」等の評価と同様に、最大理論的飼料由来負荷量(MTDB)を基にして、食肉等における適正な残留基準を設定する必要があると思います。</p>	<p>本農薬について、家畜が飼料経由で摂取した場合の筋肉、乳等への移行性については、乳への移行性試験が実施され、残留基準の検討に当たって、その試験成績を評価したところですが、筋肉等への移行性に関する資料については、本農薬の製造者から提出されておらず、また、国際的に評価されたデータもありません。</p> <p>このため、筋肉等における残留性を科学的に評価することが困難であることから、今回は個別の基準値を設定せず、一律基準で規制することとしたものです。</p> <p>ご指摘いただいた点につきましては、農林水産省に連絡させていただきます。</p> <p>なお、農薬アゾキシストロビンについては、食肉等への移行性に関する科学的なデータがあったことから、残留基準を設定したものです。</p>